

Weekly Report

第238号
平成25年11月5日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

年末調整に関する基礎Q&A

年末調整の時期が近づいていますので、早めに準備をしましょう。

◆Q&A

Q. 年末調整の対象者は？

A. 原則として「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しており、年末まで勤務している方が対象となります。ただし、給与総額が2千万円を超える方などは対象外となります。

Q. 年の途中で入社した方がいる場合は？

A. 入社前に他の会社で給与を受け取っていた場合は、前の会社の給与を含めて年末調整をします（前職の源泉徴収票などで確認）。

Q. 給与の未払いがある場合は？

A. 年末調整の対象は1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与なので、未払いがあってもその年の年末調整の対象となります。

Q. 確定申告をする場合、年末調整はしなくていい？

A. 給与以外の所得がある場合などで確定申告をする方についても、年末調整を行います（給与総額が2千万以下の場合）。

Q. 別居している親族は扶養控除の対象になる？

A. 常に生活費や療養費を送金しているなど、本人と生計を一にしている場合は対象になります。

Q. 控除対象親族が年の途中で亡くなった場合は？

A. 配偶者控除や扶養控除はその年の12月31日の現況で判定しますが、年の途中で亡くなった場合は、その時点で判定するため控除の対象となります。

Q. 親の後期高齢者医療保険料を口座振替により支払った場合は？

A. 支払った方に社会保険料控除が適用されます。

来年の裁判員候補者には今月通知

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度では、これまで3万2千人（25年8月末時点）が裁判員として裁判に参加しています。

来年、裁判員に選ばれる可能性がある方には、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が今月送られてきます。名簿には、毎年30万人前後が登録され、その中から事件ごとに裁判員候補者がくじで選定されることとなります。

なお、裁判員になることを辞退するには一定の事由に該当する必要があるとあり、仕事が忙しいという理由だけでは辞退できません。ただし、重要な仕事があり本人が処理しないと事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます。

原付などは自賠責の期限切れに注意

すべての自動車に自賠責保険・共済の加入が義務づけられていますが、特に車検のない250cc以下のバイクや原付は、更新手続きを忘れたまま有効期限切れになっている場合があります。

未加入での運転は、罰則（懲役1年以下又は罰金50万円以下、免許停止処分）を受けることになり、万が一人身事故を起こした場合、賠償金が全て自己負担となります（任意保険に加入していても本来自賠責で支払われる部分は自己負担）。

冬場は乗らない場合も期限を確認しましょう。